

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を支給します

ID 929985876

▽福祉課 (TEL 23・7693)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしを支援するため、令和3年度住民税非課税世帯および家計急変世帯の方へ給付金を支給します。

対象 次のいずれかに該当する世帯

①世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②家計急変世帯
支給額 1世帯当たり10万円

家計急変世帯とは
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯を言います。なお、住民税非課税世帯分との重複の申請はできません。

受給には手続きが必要です

①世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

市から確認書類が届きます。必要事項を記入し、申請期限までに返信してください。期限までに提出がない場合は支給を辞退したとみなします。

発送予定日 2月15日(火)

申請期限 5月31日(火)

その他 確認書類は令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から送付されます。

②家計急変世帯

家計急変世帯の方は申請が必要です。詳しくは広報ほのか4月号でお知らせします。

申請期間 3月16日(水)～9月30日(金)

その他 申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

市の計画にあなただの声を聞かせてください
パブリックコメント制度

次の計画についての意見を募集します。

対象 市内在住・在勤・在学の方

提出方法

住所、氏名を記入の上、次の①から④のいずれかの方法で担当へ提出してください。

- ①持参 ②FAX ③メール
- ④郵送

※口頭や電話による意見は受け付けできません。また、お寄せいただいた意見に対する個別の回答は行いません。

計画の閲覧方法と閲覧場所

ホームページ、各担当の窓口、各総合支所

パブリックコメント制度

重要な施策・計画などを策定する中で、その案を公表し、皆さんからの意見を募集します。提出された意見を考慮し、意見に対する市の考え方をお知らせします。

計画(案)	期間	担当
新城市地域公共交通計画(案) ID 583895032	2月2日(水)～25日(金)	行政課公共交通対策室 TEL22-9901 FAX23-2002 メール kotsu@city.shinshiro.lg.jp 〒441-1392 行政課公共交通対策室宛
第3次新城市農業基本計画(案) ID 340644856	2月18日(金)～3月18日(金)	農業課 TEL23-7632 FAX23-7047 メール noushin@city.shinshiro.lg.jp 〒441-1392 農業課宛
新城市民病院公立病院改革プラン(案) ID 413826593	2月4日(金)～3月5日(土)	市民病院総務企画課 TEL23-7852 FAX22-2850 メール byouin@city.shinshiro.lg.jp 〒441-1387 字北畑32番地1 新城市民病院総務企画課宛



マイナポイント第2弾が 始まりました

ID 268517554

▽情報政策課 (TEL 23・7672)
マイナンバーカードをまだ取得していない方も間に合います！

対象 マイナポイント5千円分を
まだ取得していない方全員
(9月末までにマイナンバーカードを申請してください)

※第1弾に申し込んだ方で、上限5千円分までポイントを取得していない方は、1月以降も上限までポイントが付与されます。

期間 令和5年2月末まで
申込支援コーナーを設置しています
場所 市役所本庁舎1階総合案内付近

時間 土・日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで

持ち物 マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)、申込をするキャッシュレス決済サービスのカードや必要なIDなど



令和4年度軽自動車税(種別割)

ID 510730819

■軽自動車などをお持ちの方へ

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在、軽自動車や原動機付自転車などを所有する方に課税されます。

月割課税制度がないため、年度の途中で登録した場合は翌年度から課税対象となります。同様に年度途中で廃車手続きをした場合でも、既に納めた税金を還付することはありません。

■新規登録・名義変更・廃車の手続きはお早めに

軽自動車などを取得、譲渡、廃車した場合は手続きをお願いします。公道を走行しない場合でも、所有していれば軽自動車税(種別割)の申告が必要です。

原動機付自転車・小型特殊自動車は、一時的に使用しないなどの事由は、廃車の事由に該当しません。

▽税務課 (TEL 23・7615)

■原動機付自転車・小型特殊自動車など

車種区分		年税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車 (125cc超250cc以下)		3,600円
被けん引車		3,600円
小型二輪車 (250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	そのほか (フォークリフトなど)	5,900円

■軽自動車 (三輪・四輪)

車種区分	年税額 (最初の新規検査年月日により異なる)		
	平成27年3月31日以前に最初の新規検査	※1平成27年4月1日以後に最初の新規検査	※2平成21年3月31日以前に最初の新規検査
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
軽四輪貨物用	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円

※1 税率の特例(グリーン化特例)に該当する車両は税の軽減があります。
※2 最初の新規検査から13年を経過した車両には重課税されます。

■新規登録・名義変更・廃車の手続き場所

車種	届出先	必要なもの
原動機付自転車 (排気量125cc以下)	税務課 TEL23-7615	新規登録: 販売証明書または譲渡証明書 名義変更: 譲渡証明書、標識交付証明書 廃車: ナンバープレート、標識交付証明書
小型特殊自動車 (農耕作業用・そのほか)		
軽二輪車 (排気量125cc超250cc以下)	中部運輸局愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所 TEL050-5540-2049	事前に届出先に 確認してください。
小型二輪車 (排気量250cc超)		
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所 TEL050-3816-1771	

